地域組織運営規程

（目的）

第１条　公益社団法人四日市市シルバー人材センター（以下「センター」という）の事業基盤及び地域社会に貢献する活動を充実・強化する。

このため、地域会員の協和を図り事業運営への積極的参加の機運を醸成すると共に、事務局との機能的な相互補完に努める。

（組織機構）

第２条　センターの地域組織は、次の組織機構により運営する。

１．市の行政ブロック区分をもとに下表に示す６つのブロック組織とする。

２．各ブロックには、市の行政地区区分をもとに、下表に示す２９の地区組織を設ける。ただし、中部ブロック5地区は1地区とみなす。

３．各地区組織には、会員数を10名から15名程度を１単位とした地域班を設ける。

この地域班の構成は、地区組織内の隣接した町別自治会単位或いは小学校区を単位とする方式又はその折衷方式等、地域会員の意向を勘案し組織する。

ブロック名	地　区　名
中部ブロック	共同地区・同和地区・中央地区・港地区・浜田地区
東部ブロック	西橋北地区・東橋北地区・海蔵地区・羽津地区
北部ブロック	富田地区・富洲原地区・大矢知地区・八郷地区・下野地区 保々地区
西部ブロック	三重地区・県地区・桜地区・川島地区・神前地区
西南部ブロック	常盤地区・四郷地区・小山田地区・水沢地区
南部ブロック	日永地区・塩浜地区・内部地区・河原田地区・楠地区

（組織機構の機能分担）

第３条　組織機構の機能分担は、次の通りとする。

⑴　ブロック組織は、当該ブロック選出の理事が座長を務め、ブロック内の地区組織代表者（地区長）による会議（以下「地区長会議」という）を開催し、センター事業の運営等に対する意見のとりまとめ並びにセンター事務局との連絡調整を行う。

⑵　地区組織は、地区長（必要事情で副地区長）を選任し次の機能を分担する。

①当該地区地域班の班長会議を開催し、地区長からの事務事項の伝達及びセンター事務局と理事会への提言など意見のとりまとめを行う。

② 地区内の地域貢献活動やボランティア活動の計画と実施に努める。
③ 地区内の仕事量と就業機会の調整、就業機会の開拓などを実施する。
④ 地区内会員への就業提供相談を実施する。
⑤ その他、目的達成に必要な事項

⑶ 地域班組織は、班長（必要事情で副班長）を選任し、班長は該当地域会員と地区長及びセンター事務局との連絡調整のパイプ役等、次の機能を分担する。
① 班内会員の意見、要望等を地区長、センターに具申し、班員と事務局とのパイプ役となる。
② 班内会員への連絡事項の伝達、文書、広報などの配付を行う。
③ 地域内においてセンター事業の普及、啓発、就業機会の拡大に務め、他の地域班と連携したボランティア活動、各種地域行事への参加に努める。
④ 地域内における集団就業機会の拡大等で、未就業会員をなくする活動の促進に努める。
⑤ 地域班長は、常に地区長との表裏一体の関係で綿密な連携のもと、センター組織の中核としての責任を分担する。

（役員の選出と任期）
第４条 地域組織の役員選出とその任期は、次による。
⑴ ブロック長は、該当ブロックから選出された理事の中から理事長が指名する。
⑵ 副ブロック長はブロック長が選任し、該当ブロックの地区長会議の承認を得る。
⑶ 地区長は、該当地域の中から互選し、選出する。
⑷ 班長は、該当地域内の会員から選出する。
⑸ 地域組織の役員任期は、理事の改選（役員改選通常総会）任期と連動し、１期２ヵ年の２期４年を限度とする。但し、再任も認める。

（地域組織の運営費用）
第５条 地域組織の運営に係る費用は、次の要領で一般会計より支出する。
⑴ 地区長会議、班長会議の会議費と会場費は、その都度の請求による。
⑵ 地区・地域役員が地域組織の連絡運営に係る費用は、別途定めた基準により支出する。
⑶ 各種活動行事に係る費用は、事業計画申請に基づき別途支出基準により支出する。

（補則）
第６条 この運営規程に掲げる他は、理事会の議を経て運営する。
２ この運営規程に疑義が生じた場合は、理事会により解決する。
３ この運営規程の改廃は、理事会に諮り決定する。

附１ 本運営規程は、平成１４年 ５月 １日より適用する。
２ 本運営規程は、平成１８年 ４月 １日より適用する。
３ 本運営規程は、平成２３年 ４月 １日より適用する。